



島根県報

令和4年3月29日（火）

第 298 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

医療法施行細則の一部を改正する規則	（医 療 政 策 課）	2
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則	（高 齢 者 福 祉 課）	3
島根県立農林大学校学則の一部を改正する規則	（農 業 経 営 課）	4
島根県漁業振興資金融資規則の一部を改正する規則	（沿 岸 漁 業 振 興 課）	4

【告 示】

島根県中山間地域活性化基本条例施行規則第2条第2項の規定による中山間地域の区域	（中山間地域・離島振興課）	4
土地改良区の役員の就任の届出	（農 村 整 備 課）	5
土地改良区の役員の就任及び退任の届出	（ " ）	5
県営土地改良事業計画の変更（5件）	（ " ）	6
知事管理漁獲可能量の変更（2件）	（水 産 課）	7
島根県中小企業制度融資要綱の一部改正	（中 小 企 業 課）	9
車両制限令の規定による道路の指定	（道 路 維 持 課）	9

【公 告】

公共測量の実施	（技 術 管 理 課）	10
島根県公共土木施設維持管理システム（第2期システム）開発業務の調達に係る提案競技の実施	（ " ）	10

【特定調達公告】

島根県立中央病院及び島根県立こころの医療センターにおけるリネン類賃貸借及び洗濯業務委託に係る一般競争入札の落札者等	（病 院 局）	16
---	---------	----

【教委告示】

教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則第29条に規定する単位の修得基準の一部改正	（学 校 企 画 課）	17
--	-------------	----

【人委規則】

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則		17
--------------------------	--	----

【公安告示】

警察に関する手数料条例に規定する公安委員会が手数料を免除することが適当であると認める者の一部改正	（警 察 本 部）	18
--	-----------	----

公布された条例等のあらまし

◇医療法施行細則の一部を改正する規則（規則第44号）

1 規則の概要

- (1) 役員変更届の添付書類を改めることとした。（第39号様式の2関係）
- (2) その他様式の整理

2 施行期日

令和4年4月1日から施行することとした。

◇介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則（規則第45号）

1 規則の概要

様式の共通化に伴う規定及び様式の整備（第1条—第10条関係）

2 施行期日

令和4年4月1日から施行することとした。

◇島根県立農林大学校学則の一部を改正する規則（規則第46号）

1 規則の概要

- (1) 出身指定高等学校の長の推薦がある者については、入学検定のうち筆記試験の一部及び面接試験を免除することができることとした。（第8条関係）
- (2) その他規定の整備

2 施行期日

令和4年4月1日から施行することとした。

◇島根県漁業振興資金融資規則の一部を改正する規則（規則第47号）

1 規則の概要

長期漁船建造資金に係る融資利率を改めることとした。（別表関係）

2 施行期日

令和4年4月1日から施行することとした。

規 則

医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第44号

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則（昭和24年島根県規則第32号）の一部を次のように改正する。

第25号様式の2備考1中「第19号様式」を「第20号様式から第22号様式まで及び第22号様式の3から第23号様式の2まで」に改める。

第39号様式の2の添付書類中

「5 新たに就任した役員が開設・経営上利害関係にある営利法人等の役職員を兼務する場合は、当該営利法人との取引内容が確認できる書類（契約書等）」を

「5 新たに就任した役員が開設・経営上利害関係にある営利法人等の役職員を兼務する場合は、当該営利法人との取引内容が確認できる書類（契約書等）に
6 理事長については、医師（歯科医師）免許証の写し」
改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第45号

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則（平成12年島根県規則第50号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「省令」という。」を削る。

第2条中「並びに健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号。第4条第1項において「健康保険法等一部改正法」という。）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第107条第1項」を削り、「様式第1号」を「知事が別に定める様式」に改める。

第2条の2中「旧法」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）」に、「様式第1号の2」を「知事が別に定める様式」に改める。

第2条の3中「様式第1号の3」を「知事が別に定める様式」に改める。

第3条中「様式第2号」を「知事が別に定める様式」に改める。

第4条第1項中「省令第131条第1項、第135条、第137条第1項、第140条の2の2第1項若しくは第140条の22第1項又は健康保険法等一部改正法附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた省令第140条に規定する事項にあつては様式第3号、省令第131条第3項、第137条第2項、第140条の2の2第2項又は第140条の22第3項に規定する事項にあつては様式第3号の2」を「知事が別に定める様式」に改め、同条第2項中「様式第4号」を「知事が別に定める様式」に改める。

第5条中「様式第5号」を「知事が別に定める様式」に改める。

第6条中「様式第6号」を「知事が別に定める様式」に改める。

第7条中「様式第7号」を「知事が別に定める様式」に改める。

第8条中「様式第8号」を「知事が別に定める様式」に改める。

第9条中「様式第9号」を「知事が別に定める様式」に改める。

第10条中「様式第10号」を「知事が別に定める様式」に改める。

様式第1号から様式第10号までを削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用

することができる。

島根県立農林大学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第46号

島根県立農林大学校学則の一部を改正する規則

島根県立農林大学校学則（昭和57年島根県規則第52号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項ただし書を次のように改める。

ただし、出身指定高等学校（高等学校であって、知事が指定するものをいう。）の長の推薦がある者にあつては筆記試験の一部及び面接試験を、出身高等学校の長その他知事が別に定める者の推薦がある者にあつては筆記試験の一部を免除することができる。

第8条第4項中「公告する」を「公表する」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

島根県漁業振興資金融資規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第47号

島根県漁業振興資金融資規則の一部を改正する規則

島根県漁業振興資金融資規則（平成12年島根県規則第102号）の一部を次のように改正する。

別表長期漁船建造資金の項中「0.8パーセント」を「0.7パーセント」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の島根県漁業振興資金融資規則の規定は、この規則の施行の日以後の知事の認定に係る融資について適用し、同日前の知事の認定に係る融資については、なお従前の例による。

告

示

島根県告示第220号

島根県中山間地域活性化基本条例施行規則（平成11年島根県規則第22号）第2条第2項の規定により、同条第1項に定める区域と同等に条件が不利である地域として定める中山間地域の区域を次のように定め、令和4年4月1日から施行する。

島根県中山間地域活性化基本条例施行規則第2条第2項の規定による中山間地域の区域（令和3年島根県告示第239号）は、廃止する。

令和4年3月29日

島根県知事 丸 山 達 也

市町村名	中山間地域の区域
松江市	旧本庄村、旧大野村、旧秋鹿村、旧忌部村、旧来待村及び旧八束村の区域
浜田市	旧浜田市、旧国府村、旧有福村、旧今福村及び旧大麻村の区域
出雲市	旧伊野村、旧東村、旧佐香村、旧西浜村、旧大社町、旧遙壺村及び旧上津村の区域

備考 この表における「旧」をつけた市、町又は村の名称及びその区域は、昭和25年2月1日におけるものを示す。

島根県告示第221号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和4年3月29日

島根県知事 丸 山 達 也

大田市川合町川合土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

岩谷 俊幸 大田市川合町川合2472-1

坂田 哲朗 大田市川合町川合3076-5

尾村 長憲 大田市川合町川合3024

日和 正弘 大田市川合町川合3316

杉本 義美 大田市川合町川合3167-1

大崎 孝 大田市川合町川合2778-2

森脇公二郎 大田市川合町川合1734

根亘 幸二 大田市川合町川合2807-3

監事

安濃 貞男 大田市川合町川合2885-1

岩谷 成樹 大田市川合町川合2471-1

2 就任年月日

令和3年4月29日

島根県告示第222号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和4年3月29日

島根県知事 丸 山 達 也

鹿足郡吉賀町土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

齋藤 学 鹿足郡吉賀町七日市904番地1

2 就任年月日

令和4年3月7日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

杉崎 秀美 鹿足郡吉賀町抜月58番地

島根県告示第223号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和4年3月29日

島根県知事 丸 山 達 也

事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
西谷堤地区用排水施設事業（県営農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	益田市役所

島根県告示第224号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和4年3月29日

島根県知事 丸 山 達 也

事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
赤松・神出堤地区用排水施設事業（県営農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	益田市役所

島根県告示第225号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和4年3月29日

島根県知事 丸 山 達 也

事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
池田北地区区画整理事業（県営農地整備事業（中山間地域型））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	大田市役所

島根県告示第226号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和4年3月29日

島根県知事 丸 山 達 也

事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
飯南地区区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	飯南町役場

島根県告示第227号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和4年3月29日

島根県知事 丸 山 達 也

事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
飯南地区暗渠排水事業（県営中山間地域総合整備事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	飯南町役場

島根県告示第228号

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更したので、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和4年3月29日

島根県知事 丸 山 達 也

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量

令和3年3月31日 公表

令和3年5月19日 変更

令和3年5月31日 変更

令和3年11月24日 変更

令和4年2月21日 変更

令和4年3月17日 変更

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和3管理年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

第1 くろまぐろ（小型魚）

1 島根県に配分された漁獲可能量

101.1トン

2 知事管理漁獲可能量

知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
島根県くろまぐろ（小型魚）定置漁業	37.7トン
島根県くろまぐろ（小型魚）沿岸くろまぐろ漁業	63.0トン
島根県くろまぐろ（小型魚）その他の漁業	0.1トン

第2 くろまぐろ（大型魚）

1 島根県に配分された漁獲可能量

30.9トン

2 知事管理漁獲可能量

知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
島根県くろまぐろ（大型魚）定置漁業	30.8トン
島根県くろまぐろ（大型魚）沿岸くろまぐろ漁業	0.0トン
島根県くろまぐろ（大型魚）その他の漁業	0.0トン

島根県告示第229号

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更したので、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和4年3月29日

島根県知事 丸山達也

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量

令和3年3月31日 公表

令和3年5月19日 変更

令和3年5月31日 変更

令和3年11月24日 変更

令和4年2月21日 変更

令和4年3月17日 変更

令和4年3月18日 変更

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和3管理年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

第1 くろまぐろ（小型魚）

1 島根県に配分された漁獲可能量

101.1トン

2 知事管理漁獲可能量

知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
島根県くろまぐろ（小型魚）定置漁業	37.7トン
島根県くろまぐろ（小型魚）沿岸くろまぐろ漁業	63.0トン
島根県くろまぐろ（小型魚）その他の漁業	0.1トン

第2 くろまぐろ（大型魚）

1 島根県に配分された漁獲可能量

31.0トン

2 知事管理漁獲可能量

知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
島根県くろまぐろ（大型魚）定置漁業	30.9トン
島根県くろまぐろ（大型魚）沿岸くろまぐろ漁業	0.0トン
島根県くろまぐろ（大型魚）その他の漁業	0.0トン

島根県告示第230号

島根県中小企業制度融資要綱（昭和47年島根県告示第239号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月29日

島根県知事 丸 山 達 也

別表緊急融資の部セーフティネット資金（新型コロナウイルス感染症対応枠）の項融資対象者の欄第1号中「令和2年」を削り、同欄第3号を削り、同項融資期間の欄中「ただし、危機関連保証の認定を受けたものは、10年以内」を削り、同項償還方法の欄中「ただし、危機関連保証の認定を受けたものにあつては、2年以内据置き元金均等月賦」を削り、同表の注の1中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改め、同表の注中6を削り、7を6とする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の島根県中小企業制度融資要綱の規定は、令和4年4月1日以後の認定（保証承諾分を含む。以下同じ。）に係る融資について適用し、同日前の認定に係る融資については、なお従前の例による。

島根県告示第231号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第2条第1項の規定により告示する。

令和4年3月29日

島根県知事 丸 山 達 也

1 路線名及び区間

道路の種類	路 線 名	区 間
一般国道	186号	浜田市相生町1570番2地先から同市金城町長田イ467番80地先まで
県道	三次江津線	江津市嘉久志町2292番地先から同市江津町1011番6地先まで
県道	江津港線	江津市江津町1346番23地先から同町1520番156地先まで
県道	出雲インター線	出雲市知井宮町字間谷1504番21地先から同市大島町23番地先まで
県道	出雲多伎インター線	出雲市多伎町多岐118番20地先から同町久村2323番1地先まで

2 指定期日

令和4年4月1日

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について農林水産省中国四国農政局宍道湖西岸農地整備事業所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和4年3月29日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和4年3月22日から同年7月24日まで

3 作業地域

出雲市灘分町

島根県公共土木施設維持管理システム（第2期システム）開発業務の調達に係る事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

令和4年3月29日

島根県知事 丸 山 達 也

1 提案競技に付する事項

(1) 名称

島根県公共土木施設維持管理システム（第2期システム）開発業務

(2) 仕様

島根県公共土木施設維持管理システム（第2期システム）開発業務に係る提案競技要求仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 提案価格の上限額

ア 開発業務の上限額：122,300,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

各年度における上限額は以下のとおり。

令和4年度26,300,000円

令和5年度24,000,000円

令和6年度24,000,000円

令和7年度24,000,000円

令和8年度24,000,000円

イ 運用保守業務（令和5年10月から令和10年9月までの5年分）の上限額：146,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

各年度における上限額は以下のとおり。

令和5年度14,600,000円

令和6年度29,200,000円

令和7年度29,200,000円

令和8年度29,200,000円

令和9年度29,200,000円

令和10年度14,600,000円

- (4) 本業務の契約は本システムの開発までであるが、併せて運用保守業務も別途に委託契約する予定であるので、仕様書に記載する運用保守業務の要件等を満たすシステムを構築すること。したがって、見積りには運用保守業務（L GWAN－A S P環境を利用する場合サービス利用料を含む。）も含めること。

2 開発期間及び運用期間

(1) 開発期間

契約の日の翌日から令和8年9月30日まで。ただし、システムの構築は契約の日の翌日から令和5年9月30日までとする。

開発期間の詳細については、4の(1)のアの仕様書を参照すること。

(2) 運用保守期間

令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

3 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業・法人にあつては次の(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあつては次の(2)に掲げる要件の全てを満たし、島根県知事の参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 単独企業・法人の要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

ウ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

エ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

オ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、公告日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

カ 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であつて、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされているものを除く。）でないこと。

ク 共同企業体の構成員としてこの提案競技に参加していないこと。

ケ 国、都道府県（公社を含む。）、政令指定都市、旧道路公団及びその後継会社において、公共土木施設の情報システム開発又は運用保守に関する業務（改修及び更新業務を含む。）のいずれかの実績を持つ者であること（いずれも平成24年4月1日以降受注した実績とし、共同企業体構成員としての実績も可とする。）。

(2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

(ア) 目的

(イ) 企業体の名称

(ロ) 構成員の住所及び名称

(ハ) 代表者の名称

(ニ) 代表者の権限

(ホ) 構成員の出資の割合

- (キ) 構成員の責任
- (ク) 取引金融機関
- (ケ) 決算
- (コ) 利益金の配当の割合
- (ク) 欠損金の負担の割合
- (シ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
- (ス) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
- (セ) 解散後の契約不適合責任
- (ソ) その他必要な事項

イ 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。

ウ 構成員の全てが(1)のアからキまでに該当すること。

エ 共同企業体の構成員のいずれかが(1)のケに該当すること。

オ 構成員は、他の共同企業体の構成員として、又は単独でこの提案競技に参加していないこと。

4 提案競技説明に関する事項

(1) 配布する資料

- ア 仕様書
- イ 委託契約書（案）
- ウ 本提案競技に係る様式
- エ 評価項目

(2) 配布資料の配布期間及び配布場所

配布場所に設置する提案競技説明書受領者受付簿に記載し、守秘義務の遵守に関する誓約書を提出した者に無償で1部を配布する。なお、守秘義務の遵守に関する誓約書の様式は、島根県ホームページからのダウンロード又は配布場所での配布により提供する。

ア 配布期間

令和4年3月29日（火）から同年4月12日（火）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

イ 配布場所

松江市殿町8番地（島根県庁南庁舎5階） 島根県土木部技術管理課長寿命化推進室

(3) 閲覧できる資料

ア 閲覧資料

- (7) 島根県情報通信システム（内部系システム）技術基準
- (4) 島根県情報通信システム開発プロセス管理標準
- (6) 島根県情報通信システム運用管理標準
- (エ) オープン基盤について
- (オ) 島根県セキュリティポリシー
- (カ) 行政ネットワーク等運用管理規定
- (キ) 内部系仮想基盤とSSC仮想基盤の利用方針

イ 閲覧資料の閲覧期間及び閲覧場所

(7) 閲覧期間

(2)のアに同じ。

(4) 閲覧場所

(2)のイに同じ。

(4) 提案競技説明会

実施しない。

5 提案競技参加資格確認手続

(1) 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、共同企業体の場合は、イからカまでの書類について全構成員のものを提出すること。

なお、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

ア 提案競技参加資格確認申請書

イ 会社概要書又は経歴書

ウ 財務諸表（決算報告書）

エ 法人の登記事項証明書又は身分証明書。ただし、物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）等島根県において定める入札参加資格の認証を受けている者（以下「登録業者」という。）については、写しの提出で可とする。

オ 島根県税の未納の徴収金がないこと又は納税義務がないことの証明書（登録業者は、提出を要しない。）

カ 消費税及び地方消費税の未納の税額がないこと又は納税義務がないことの納税証明書（登録業者は、提出を要しない。）

キ 公共土木施設の情報システム開発・運用保守に関する業務の受注実績表 1部

ク 担当者届 1部

ケ 3の(2)のアに関する協定書の写し（共同企業体の場合のみ）

(2) 提出書類の形式

4の(1)のウで配布する様式による。

(3) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出部数

各1部提出すること。

ウ 提出期限

令和4年5月11日（水）午後5時までに提出すること（郵送の場合は、書留により必着のこと。）。

エ 提出先

〒690-8501 島根県松江市殿町8番地

島根県土木部技術管理課長寿命化推進室

電話（直通） 0852-22-6014 F A X 0852-25-6329

電子メール gijyutsu@pref.shimane.lg.jp

6 提案競技参加資格確認審査結果の通知

提案競技参加資格確認申請者に対し、令和4年5月18日（水）付けで、郵送にて通知する。

7 提案競技に係る質問書について

(1) 質問は、4の(1)のウで配布する質疑票により提出すること（F A X又は電子メールによる質問書の送付も可とする。）。

(2) 提出期限

令和4年4月12日（火）午後5時までとする。

(3) 提出先

5の(3)のエに同じ。

(4) 質問に対する回答は、令和4年4月28日（木）までに、提案競技配布資料受領者全員に対し、FAX又は電子メールにより通知する。

8 提案書等の提出について

提案競技参加資格確認審査において参加資格が認められた者は、次により提案書及び見積書を提出すること。

(1) 提案書の内容

島根県公共土木施設維持管理システム（第2期システム）開発業務について提案すること。ただし、4の(1)のウで配布する提案書の記載内容確認表における必須項目に対応する記載を必ず行うこと。

なお、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

(2) 提出書類の形式

ア 全ての用紙は、日本産業規格A4とし、ページ番号を付するものとする。その他の形式は、任意とする。

イ 見積書は、4の(1)のウで配布する様式による。

(3) 提案書等の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出部数 10部

見積書 1部

ウ 提出期限

令和4年5月25日（水）午後5時までに提出すること（郵送の場合は、書留によることとし、必着のこと。）。

なお、必要に応じて提案書の内容についてヒアリングを行う場合がある。

エ 提出先

5の(3)のエに同じ。

9 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

(1) 参加する資格のない者が提案したとき。

(2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。

(3) 事実と反する申請又は提案に関する不正行為があったとき。

(4) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。

(5) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。

(6) 島根県が実施する入札について公告日から第2次審査までの間に指名停止の措置を受けたとき（共同企業体においては、その構成員がこの期間中に指名停止の措置を受けた場合を含む。）。

(7) その他あらかじめ指示した事項に違反したとき又は提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

10 選定方法

(1) 評価手順

別に設置する「島根県公共土木施設維持管理システム（第2期システム）開発業務の調達に係る提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）」において、選定を行うものとする。

ア 第1次審査

提案価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。）が、1の(3)の上限額を上回らない提案書について、書類審査を行い、上位の提案者3者程度選定する。なお、提案者が3者以下の場合、提案者によるプレゼンテーション及びヒアリングを第1次審査にて実施し、最も優れた提案者を選定する。プレゼンテーション及びヒアリングの説明者については、5名以内とする。この場合第2次審査は行わない。

なお、提案価格が1の(3)の上限額を上回るもの及び提案書記載内容確認表に記載のある「必須項目」についての記載が無いものは不採択とする。

イ 第2次審査

第1次審査で選定された提案者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、最も優れた提案者を選定する。プレゼンテーション及びヒアリングの説明者については、5名以内とする。

(2) 提案者の評価方法

ア 提案内容が仕様書の要求要件を全て満たしている提案を評価の対象とする。

イ 提案内容については、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により合計得点を算出する。

ウ 評価基準（評価項目）及び評価配点は、次のとおりとする。

(ア) 実績に関する項目	8点
(イ) 費用に関する項目	20点（開発費10点、運用保守費10点）
(ウ) 全般的事項及び基本方針に関する項目	14点
(エ) 開発・運用保守及び機能要件業務内容に関する項目	52点
(オ) 地域振興に関する項目	10点

(3) 選定結果の通知

第1次審査の選定結果についてはア及びウに掲げる事項を、第2次審査の選定結果についてはアからエまでに掲げる事項を全提案者に対し郵送にて通知する。なお、提案者が3者未満の場合、第1次審査の前にアからエまでに掲げる事項を全提案者に対し郵送にて通知すると共に第1次審査の日程等についても併せて通知する。

なお、第1次審査において選定された提案者に対しては、第2次審査の日程等について併せて通知する。

ア 採否の旨

イ 採択した提案書を提出した者の氏名（名称）

ウ 採否の理由

エ 審査委員会委員構成

(4) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては、受け付けない。

11 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が特定した者（以下「契約予定者」という。）と協議を行い合意の上、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定に基づき、随意契約を行う。

なお、契約予定者が契約を辞退した場合には、審査委員会で次点とされた者と契約を行う。

(2) 契約予定者の資格

契約予定者は、島根県が実施する入札について第2次審査（提案者が3者以下の場合は第1次審査）から契約締結までの間において指名停止の措置を受けた者でないこと（共同企業体においては、構成員がこの期間中に指名停止の措置を受けた者でないこと。）。

(3) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(4) 前金払

前金払は、行わない。

(5) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(6) その他の契約条項

契約予定者と協議の上定める。

12 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ、書類の追加又は修正には、原則として応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用並びにプレゼンテーション及びヒアリングに要する費用は、提案者の負担とする。

13 提案競技に関する問合せ先

5の(3)のエに同じ。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of services to be provided : Development and Operational Maintenance of a Public Works Facility Maintenance System (2nd Stage System) for the Shimane Prefectural Government 1 set
- (2) Deadline for submission of proposal documents : 25 May 2022 by 5 : 00 p.m.
- (3) For further details, please contact : Engineering Management Division, Department of Public Works, Shimane Prefectural Government, 8 Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture, 690-8501 Japan
TEL:0852-22-6014

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条の規定によりその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和4年3月29日

島根県病院事業管理者 山口 修 平

1 件名及び数量

リネン類賃貸借及び洗濯業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県立中央病院事務局経営部業務課 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

3 契約の相手方を決定した日

令和4年2月28日

4 契約の相手方の氏名及び住所

株式会社岩多屋 代表取締役 岩谷 一賢 浜田市浅井町87番地2

5 落札金額

241,946,677円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

令和4年1月18日

教 育 委 員 会 告 示

島根県教育委員会告示第 3 号

教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則第29条に規定する単位の修得基準（平成11年島根県教育委員会告示第 1 号）の一部を次のように改正し、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

令和 4 年 3 月 29 日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

第 3 項第 1 号の表中「情報機器及び教材」を「情報通信技術」に、

「	「
教育の 方法及 び技術 (情報 機器及 び教材 の活用 を 含 む。)	教 情報 育 通信 の 技術 方 を活 法 用し 及 た教 び 育の 技 理論 術 及び 方法
」	」

を に改める。

第 8 項の表中「第10条の 3」を「第10条の表備考第 1 号」に改める。

人 事 委 員 会 規 則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 29 日

島根県人事委員会委員長 本 間 恵美子

島根県人事委員会規則第 6 号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「保健所」を「健康福祉部医療政策課若しくは健康推進課、保健所、保健環境科学研究所」に、「し、医療業務に従事する医師及び歯科医師である職員」を「する医師又は歯科医師である職員であって、その免許を有する者としての知識及び技能を必要とする業務に従事するもの」に改める。

第 5 条中「の各号」を削り、「職員」の次に「であって、その免許を有する者としての知識及び技能を必要とする業務に従事するもの」を加え、同条第 1 号中「保健所」を「健康福祉部薬事衛生課若しくは感染症対策室、保健所」に改め、「し、調剤その他薬剤師としての業務に従事」を削り、同条第 2 号中「隠岐支庁農林水産局」の次に「健康福祉部薬事

衛生課若しくは感染症対策室」を、「食肉衛生検査所」の次に「、農林水産部農畜産課」を加え、「し、家畜の治療その他獣医師としての業務に従事」を削り、同条第3号中「保健所」を「健康福祉部健康推進課、障がい福祉課若しくは感染症対策室、保健所」に改め、「し、医療業務に従事」を削り、同条第4号中「保健所」を「健康福祉部健康推進課、保健所」に改め、「し、栄養の管理及び指導その他栄養士としての業務に従事」を削る。

第6条中「総務部人事課」の次に「、健康福祉部医療政策課、健康推進課、高齢者福祉課、障がい福祉課若しくは感染症対策室」を加え、「し、保健指導又は看護等に従事する保健師、看護師及び准看護師である職員」を「する保健師、看護師又は准看護師である職員であって、その免許を有する者としての知識及び技能を必要とする業務に従事するもの」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

2 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和32年島根県人事委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

(給料表の適用範囲に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

15 令和4年3月31日において本庁に勤務し、同年4月1日以後も引き続き本庁に勤務する職員のうち、給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則(令和4年島根県人事委員会規則第6号)の施行に伴い同日に行政職給料表から医療職給料表(2)又は医療職給料表(3)に給料表の適用を異にする異動をしたものの異動後の号給(当該職員が同日以後に昇給又は昇格した場合における昇給又は昇格後の号給を含む。次項において同じ。)については、この項の規定の適用がないものとした場合の給料月額が当該職員が同年3月31日に受けていた給料月額(以下この項及び次項において「異動前給料月額」という。)を下回る間は、第22条、第25条第2項及び第29条の規定にかかわらず、異動前給料月額と同額の号給(同額の号給がない場合は、直近上位の号給。次項において「同額の号給等」という。)とする。

16 前項の規定により異動後の号給を同額の号給等に決定された職員について、当該職員の昇給若しくは昇格又は給料表の改定により、前項の規定の適用がないものとした場合の給料月額が異動前給料月額を下回らなくなったときは、第22条、第29条及び前項の規定にかかわらず、当該昇給若しくは昇格又は給料表の改定後の号給を前項の規定の適用がないものとした場合の号給に決定する。

公 安 委 員 会 告 示

島根県公安委員会告示第36号

警察に関する手数料条例に規定する公安委員会が手数料を免除することが適当であると認める者(平成12年島根県公安委員会告示第26号)の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月29日

島根県公安委員会委員長 石 田 健 二

本則中「同条第3項第3号」を「同条第4項第3号」に改め、本則第1項第2号中「体育協会」を「スポーツ協会」に改め、本則第2項中「第6条第3項第3号」を「第6条第4項第3号」に改める。